

2022年6月8日

株主各位

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.theport.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

ポート株式会社

証券コード：7047

会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
第5-②回新株予約権

発行決議日	2018年3月13日		
新株予約権の数	15,466個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 154,660株 (新株予約権1個につき10株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	新株予約権1個当たり2,300円 (1株当たり230円)		
権利行使期間	2020年3月14日から 2028年3月13日まで		
行使の条件	(注) 1		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	15,466個
		目的となる株式数	154,660株
		保有者数	2人
	社外取締役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0人

(注) 1. 行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下（i）から（ii）までの期間ごとに、以下（i）から（ii）に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - （i）株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して2年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。
 - （ii）権利行使開始日から起算して3年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。
2. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第6回新株予約権

発行決議日		2019年8月9日	
新株予約権の数		5,800個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 580,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり700円 (1株当たり7円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり93,800円 (1株当たり938円)	
権利行使期間		2022年7月1日から 2024年8月25日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,780個 578,000株 2人
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20個 2,000株 1人
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0人

(注) 行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、割当日から2021年3月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年4月1日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないとして取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第7回新株予約権

発行決議日		2021年1月26日
新株予約権の数		1,128個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 112,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権1個当たり62,500円 (1株当たり625円)
権利行使期間		2023年5月15日から 2024年5月14日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,080個 目的となる株式数 108,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 48個 目的となる株式数 4,800株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0人

(注) 行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（i）乃至（iii）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（i）2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。

（ii）2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

（iii）割当日から満期日までの期間のいずれかの時点において、当社の時価総額が、600億円を上回っている場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

また当該時価総額は、次式によって算出される。

「時価総額」＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

2018年4月17日開催の当社取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
 - (2) 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
 - (3) 取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
 - (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
 - (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
 - (3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
 - (2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
 - ② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社ごとに取り決める。
 - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
 - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (2) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - (1) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (2) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
 - (2) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 当事業年度は取締役会を19回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
2. 当事業年度は監査役会を12回開催しております。監査役会を通じて監査役相互の情報共有を図るほか、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。
3. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2021年4月1日残高	827	807	791	△399
当期利益	-	-	332	-
その他の包括利益	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	332	-
株式報酬	-	3	-	-
新株の発行	107	107	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△200
連結範囲の変動	-	-	△5	-
所有者との取引合計額	107	110	△5	△200
2022年3月31日残高	934	918	1,119	△599

残高及び変動事由	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素 その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	その他の資本 の 構成要素合計	親会社の所有者に 帰属する持分合計		
2021年4月1日残高	△3	△3	2,022	-	2,022
当期利益	-	-	332	-	332
その他の包括利益	△0	△0	△0	-	△0
当期包括利益合計	△0	△0	331	-	331
株式報酬	-	-	3	-	3
新株の発行	-	-	214	-	214
自己株式の取得	-	-	△200	-	△200
連結範囲の変動	-	-	△5	619	614
所有者との取引合計額	-	-	13	619	632
2022年3月31日残高	△4	△4	2,367	619	2,986

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
重要な連結子会社の名称	株式会社ドアーズ 就活会議株式会社 株式会社INE

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社はありません。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

重要な連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 企業結合

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。反対に下回る場合には、差額を純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。測定期間は1年を超えない期間であります。

仲介手数料、助言、法律、会計、評価、その他の専門家又はコンサルティングの報酬等の取得関連コストは、発生してサービスが提供された期間に費用として処理しております。

(2) 資産及び負債の評価基準及び評価方法

金融商品

① 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

② 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価により測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「5. 会計方針に関する事項 (1)企業結合」に記載しております。

のれんは、当初認識時においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を認識しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年
- ・商標権 12年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) リース

借手としてのリース取引について、リース開始日に、リース負債を未払リース料の現在価値で、使用权資産をリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

使用权資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しております。リース料は、利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しております。金利費用は連結損益計算書上、使用权資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(5) 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日現在ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。そのような減損の兆候のいずれかが存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんについては、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、回収可能価額を見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額とされます。使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引きます。

個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合は、当該資産を含み、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループである資金生成単位について、回収可能価額を見積もります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れを行いません。その他の資産について過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日において、もはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れております。この場合には、減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の測定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借物件の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しております。

(7) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定の債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。有給休暇については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

(8) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

① 収益の分解

当社グループは、単一セグメントのインターネットメディア事業を展開しております。顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
	当連結会計年度
① 就職系インターネットメディア	2,308
② リフォーム系インターネットメディア	1,092
③ カードローン系インターネットメディア	1,983
④ エネルギー系インターネットメディア	881
⑤ 新規・その他	728
合計	6,994

(a) 就職系インターネットメディア

就職系インターネットメディアでは、主に、就職活動を中心にすべての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク！」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、「キャリアパーク！」等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への資料請求やユーザー登録、申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。また、同領域における採用支援サービスにおいては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の紹介者の内定承諾時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、紹介者が契約に定める一定の期間内に内定辞退する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の返金実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(b) リフォーム系インターネットメディア

リフォーム系インターネットメディアでは、主に、住宅の外壁塗装に関する情報を提供する「外壁塗装の窓口」の運営を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、ユーザーを顧客へ送客することによって、個々の外壁塗装に係る施工契約の成立に関するサービスの提供を負う義務を負っております。当該履行義務は、個々の外壁塗装の施工契約の成立時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、事後的な値引き等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を計上しております。事後的な値引き等の変動対価の見積りは、過去の事後的な値引実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(c) カードローン系インターネットメディア

カードローン系インターネットメディアでは、主に、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイト「マネット」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、マネット等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(d) エネルギー系インターネットメディア

エネルギー系インターネットメディアでは、主に新電力に関するマッチングDXメディアである「エネチョイス」「引越手続き.com」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、電力等の切替のニーズがあり、顧客の定める成果条件を満たすユーザーを送客する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーを顧客へ取り次いだ時点（顧客データベースへの登録等）で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益認識後はおおむね、3か月以内に支払を受けております。

なお、事後的な取次の否認等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を認識しております。事後的な否認等の変動対価の見積りは、過去の事後的な否認等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(e) 新規・その他

新規・その他では、主に、フリーランスマッチングサービスの運営等及び新規事業開発を行っております。

当領域におけるフリーランスマッチングサービスにおいては、契約に基づき、契約期間にわたって顧客へ労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は労働力の提供に応じて充足すると判断し、契約期間におけるフリーランスの稼働実績に応じて収益を認識しております。収益を認識後、概ね1か月以内に支払いを受けております。

② 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客からの契約から生じた債権	
売掛金	1,497
契約負債	28

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権のうち、売掛金は営業債権及びその他の債権に含まれております。当連結会計年度末に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は74百万円であります。契約負債は、主に採用支援サービスにおいて顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

③ 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

④ 顧客との契約の獲得または履行コストについて認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれん及び無形資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	3,337
無形資産	443

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業または子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。また、無形資産については、企業結合日に当社グループが識別可能と判断し、被取得企業から受け入れた無形資産の公正価値を超過収益等の評価モデルを用いて算定しており、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。

のれん及び無形資産の評価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの不確実性に関する注記)

当社グループでは、連結計算書類作成時において顧客等の外部からの入手可能な情報に基づき、のれんの減損や金融商品の公正価値の評価等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、当連結会計年度作成時において顧客等の外部からの入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関しては、その収束時期を予測するのは困難であります。当連結会計年度において、今後も一定期間継続するものと仮定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束に関して上記仮定と異なる状況となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があり、見積りの結果に影響を及ぼす可能性があります。

(連結財務状態計算書に関する注記)

資産から直接控除した貸倒引当金	0百万円
有形固定資産の減価償却累計額	68百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 12,041,890株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 727,390株
3. 配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 458,760株
(注) 当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク、市場リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

① 信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。なお、当社グループは単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

② 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

当社グループは、運転資金確保、有形固定資産取得等のため金融機関からの借入又は社債発行を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。特に金利の変動は借入コスト等に大きく影響致します。借入金等に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入残高及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(ii) その他の金融資産

敷金は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により測定しております。

非上場株式は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(iii) 社債及び借入金

借入金は、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(iv) その他の金融負債

割賦未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

企業結合による条件付対価については、被取得企業の業績達成に応じて支払いもしくは払い戻しが発生する取引であり、対象期間における被取得企業の業績や割引率等を基に測定しております。

上記以外のその他の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(2) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、敷金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、割賦未払金以外のその他の金融負債)は含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する 金融資産		
その他の金融資産		
敷金	88	87
償却原価で測定する 金融負債		
社債及び借入金		
借入金	4,391	4,371
社債	542	550
その他の金融負債		
割賦未払金	348	348

(注) 上記の金融商品の公正価値ヒエラルキーは、すべてレベル2であります。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、四半期末ごとに判断しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
非上場株式	30	—	—	30	30
金融負債					
その他の金融負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債					
企業結合に係る条件付対価	11	—	—	11	11

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分	209円27銭
基本的1株当たり当期利益	29円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

現状の株価水準、今後のM&Aにおける活用を含めた戦略的な資本政策遂行、財務状況等を総合的に勘案し、自己株式を行います。

2. 取得対象株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の総数：340,000株（上限）

4. 株式の取得価格の総額：200,000,000円（上限）

5. 取得期間：2022年5月16日～2022年6月30日

6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(企業結合等に関する注記)

i) 株式会社INE

a. 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：株式会社INE

被取得企業の事業の内容：電気領域におけるマッチングメディアの運営他

b. 取得日

2022年1月4日

c. 取得した議決権付資本持分の割合

50.91%

d. 企業結合の主な理由

当社とINE社、それぞれのノウハウ、アセットを活用しシナジーを創出し、成長市場におけるシェアの拡大、業績の向上ひいては「カーボンニュートラル」の実現に貢献できる事業の創出により企業価値向上を実現するためであります。

e. 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とした株式取得

f. 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

2022年1月4日現在

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	
現金	2,036
取得対価合計	2,036
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	2,132
非流動資産	91
資産合計	2,223
流動負債	506
非流動負債	521
負債合計	1,027
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	1,193
非支配持分	585
のれん	1,428

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。

取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

のれんの主な内容は、将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。なお、のれんの金額は、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

- g. 企業結合により認識した無形資産の耐用年数
現時点では確定しておりません。
- h. 取得した債権の公正価値
営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上収益及び当期利益
- | | |
|------|--------|
| 売上収益 | 881百万円 |
| 当期利益 | 63百万円 |
- j. 取得日が連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の当連結会計年度における売上収益及び当期利益
- | | |
|------|----------|
| 売上収益 | 3,815百万円 |
| 当期利益 | 609百万円 |
- (注) 当該金額については、監査証明を受けておりません。
- k. 取得関連コスト
29百万円(連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 準 備 金	資 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 上 益 金	利 益 剰 余 金 計				
2021年4月1日残高	827	768	768	1,143	1,143	△399		2,339	
当期変動額									
新株の発行	107	107	107	-	-	-		214	
当期純利益	-	-	-	45	45	-		45	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△200		△200	
株式報酬	-	-	-	-	-	-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-		-	
当期変動額合計	107	107	107	45	45	△200		60	
2022年3月31日残高	934	875	875	1,189	1,189	△599		2,399	

残高及び変動事由	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2021年4月1日残高	4	2,343
当期変動額		
新株の発行	-	214
当期純利益	-	45
自己株式の取得	-	△200
株式報酬	235	235
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0
当期変動額合計	235	296
2022年3月31日残高	240	2,639

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産…………… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法で償却しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、従来人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を返金引当金として計上しておりましたが、売上高から控除するとともに、同額の返金負債を計上する方法に変更しております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「繰延資産」の「株式交付費」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「繰延資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「預り金」(当事業年度55百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
子会社株式	4,550

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業または子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しています。

子会社株式の評価額については、当該子会社の超過収益力を加味しておりますが、この超過収益力の算定にあたり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率および長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	60百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 長期金銭債権	100百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	75百万円
販売費及び一般管理費	1百万円
営業取引以外の取引高	111百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	727,390株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

資産調整勘定	51百万円
減損損失	13 //
資産除去債務	8 //
その他	23 //
繰延税金資産小計	96百万円
評価性引当額	△53 //
繰延税金資産合計	42百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
繰延税金負債合計	△1 //
繰延税金資産純額	41百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	
子会社	就活会議(株)	東京都新宿区	29	インターネットメディア事業	(所有) 直接100.0%	
種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	就活会議(株)	役員の兼任、資金の貸付、管理業務の受託等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	100
			管理業務の受託	93	未収入金	54
			ソフトウェアの製作	55	売掛金	55

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	丸山 侑佑	(被所有) 直接4.53%	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	212円05銭
1株当たり当期純利益	3円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(企業結合等に関する注記)

連結注記表「(企業結合等に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。